

東京圏から山口県防府市に移住し、就業または創業した方に

移住支援金を交付します



制度の概要

防府市への移住・定住及び中小企業等における人手不足の解消を目的に、東京圏から防府市へ移住し、就業または創業する一定条件を満たす方に、移住支援金を交付します。

交付額

単身の世帯の場合・・・60万円 2人以上の世帯の場合・・・100万円
(※令和5年4月1日以降に転入した世帯は、18歳未満の世帯員1人につき100万円を加算)

対象者

移住元、移住先の要件を満たし、1～3のいずれかを満たす方

移住元

以下のすべてに該当する方

①移住直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた方

②移住直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた方

※東京23区内の大学等への通学期間も、移住元の対象期間となります。

移住先

以下の要件を満たしている方

- ・支援金の申請が転入後1年以内であること
- ・申請後5年以上継続して防府市に居住する意思があること

1.就業の場合

『やまぐち移住就業マッチングサイト』に掲載されている対象求人に新規就業した方



『やまぐち移住就業マッチングサイト』は、こちら→



プロフェッショナル人材事業、先導的人材マッチング事業を利用して就業した方

『山口県プロフェッショナル人材戦略拠点サイト』は、こちら→



先導的人材マッチング事業については、こちら→



2.テレワークの場合

本人の意思で防府市へ移住し、引き続き移住元の業務をテレワークで行う方

3.創業の場合

(公財)やまぐち産業振興財団からやまぐち創業補助金の交付決定を受けた方

(公財)やまぐち産業振興財団ホームページはこちら→



移住支援金の詳細は、防府市ホームページでご案内しております

防府市移住支援金情報は、こちら→



※移住支援金の申請を予定されている方は、転入後お早めに下記へご連絡ください。

お問合せ先

防府市 総合政策部 政策推進課 TEL (0835) 25-2256

〒747-8506 防府市寿町7番1号(1号館2階) Email : seisaku@city.hofu.yamaguchi.jp

条件不利地域(令和5年4月1日時点)

埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村

移住元のイメージ

